日刊（日曜日、土曜日、休日休刊）

東京都公報

発行　東京都

目次

告示

○建築基準法による一団地の区域……（都市整備局市街地建築部建築指導課）…一

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……（環境局環境改善部化学物質対策課・多摩環境事務所環境改善課）…一

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除（二件）……（環境局多摩環境事務所環境改善課）…三

○保安林の指定予定…（産業労働局農林水産部森林課）…五

告示

◉東京都告示第六百八十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和六年六月五日

東京都知事　小　池　百合子

一　対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番	認定年月日
世田谷区駒沢公園六百八十二番二、七百五十二番、七百六十一番、七百六十五番、七百六十六番、七百七十番から七百八十二番まで、七百八十四番一、同番二、七百八十七番一、同番二、七百九十九番一の一部、同番二、同番五、八百七番一、八百六十五番三、八百七十一番二、八百九十番、八百九十六番、八百九十九番三、九百四十番一、九百四十三番一、九百四十四番、九百四十八番、九百四十九番一、九百五十四番一、九百五十六番一、三千三百九十七番から三千四百番まで、三千四百一番一、同番二、三千四百四番三、同番四、三千四百五番二の一部、同番四、三千四百二十番一、三千四百二十五番一、同番二、同番七、三千四百二十六番、三千四百二十八番、三千四百二十九番、三千四百三十一番から三千四百三十四番まで、三千四百三十六番から三千四百四十一番まで、同番二、同番三、三千四百四十二番一、同番二、三千四百四十三番、同番二、同番三、駒沢一丁目三千四百二番、三千四百四十三番一、同番四、三千四百四十四番二、目黒区八雲五丁目千二百五十五番、千二百六十二番、千二百六十三番、千二百九十三番二、千三百番一、東が丘二丁目九番一から同番五まで並びに千二百二十三番一及び同番二の各一部、千二百二十四番、千二百三十番、千二百三十四番から千二百三十七番まで、千二百三十八番一、千二百四十三番一、同番三、千三百一番一、同番三、同番四並びに千三百五番二	令和六年五月十三日

二　認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁第二本庁舎三階中央）

◉東京都告示第六百八十二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年六月五日

東京都知事　小　池　百合子

一　形質変更時要届出区域　別図のとおり（足立区大谷田三丁目地内）

二　土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類　シアン化合物

別図

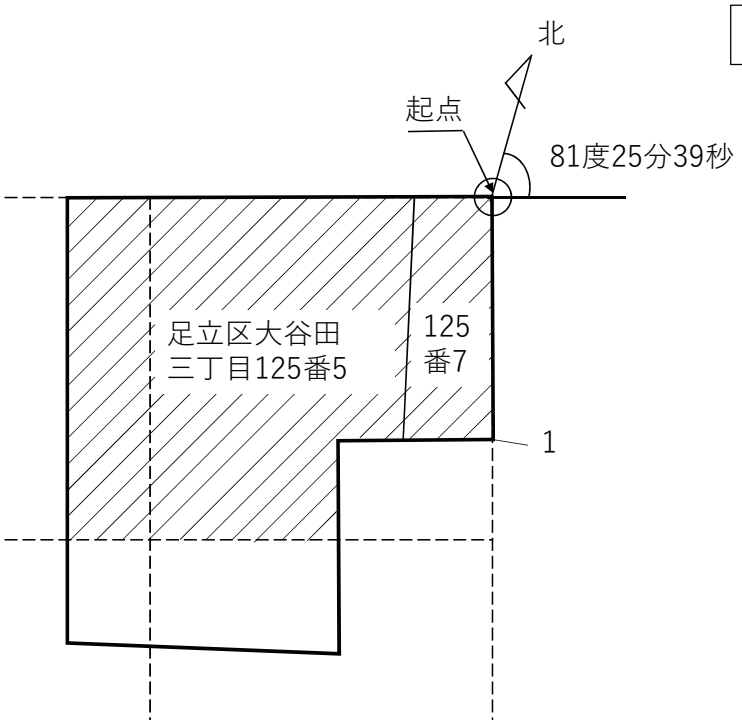

地点名	X座標	Y座標
起点	2007.673	2002.307
1	2000.420	2003.451

座標は、CAD計算による任意座標である。

【凡例】

- 調査対象地
- 筆境界
- 単位区画
- 形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、足立区大谷田三丁目125番5の最西端から筆境界沿いに東側へ12.8m移動した地点とする。

【格子の回転角度（81度25分39秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

◉東京都告示第六百八十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年六月五日

東京都知事　小　池　百合子

一　要措置区域　別図のとおり（府中市多磨町一丁目地内）

二　土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類　テトラクロロエチレン

三　当該要措置区域において講ずべき指示措置　地下水の水質の測定

別図

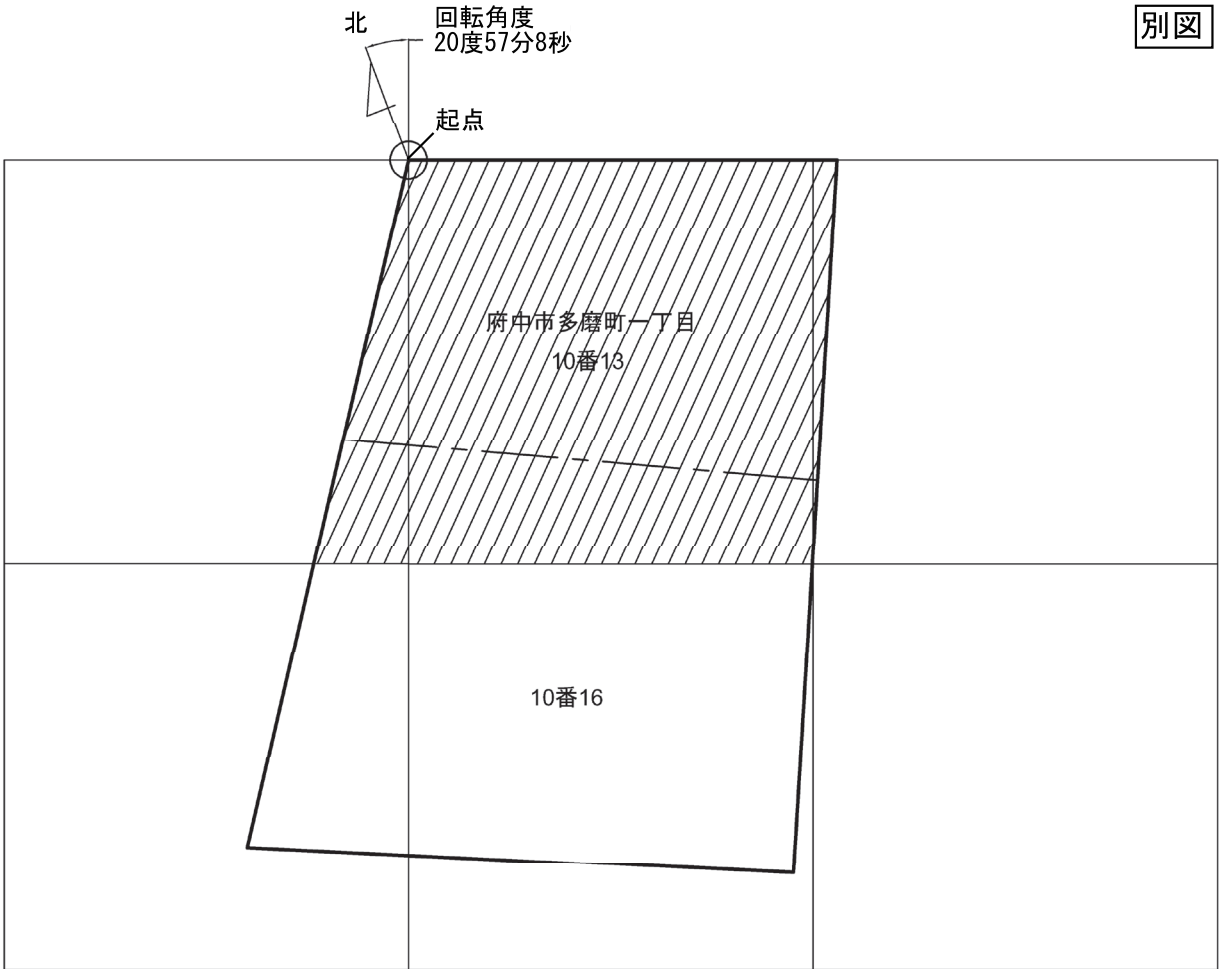

【凡例】
- :調査範囲
- :筆境界
- :単位区画
- :要措置区域

【起点】
起点は、府中市多磨町一丁目10番13の最北端とする。

【格子の回転角度】20度57分8秒
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成された格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

◉東京都告示第六百八十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、令和五年東京都告示第百九十六号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年六月五日

東京都知事　小　池　百合子

一　指定を解除する区域　別図のとおり（府中市武蔵台二丁目地内）

二　土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類　六価クロム化合物

三　講じられた汚染の除去等の措置　土壌汚染の除去

別　図

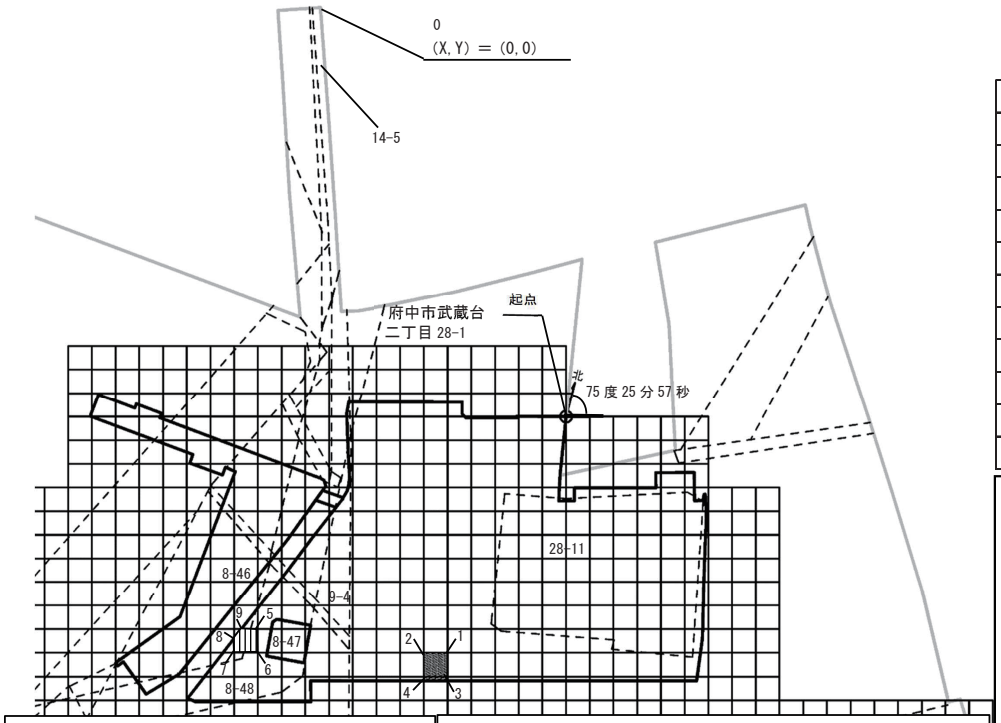

点名	X座標	Y座標
0	0	0
起点	103.591	-172.629
1	53.591	-272.629
2	53.591	-285.437
3	43.591	-285.373
4	43.591	-272.629
5	-26.409	-262.629
6	-26.409	-272.629
7	-36.409	-272.629
8	-36.409	-266.851
9	-33.107	-262.629

〈起点〉
起点は、座標値(X, Y)=(103.591, -172.629)とする。

※座標値は、府中市武蔵台二丁目14番5の最北端を(X, Y)=(0, 0)とし、東西方向をX、南北方向をYとした任意の座標である。

〈格子の回転角度：75度25分57秒〉
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m 間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

◉東京都告示第六百八十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和五年東京都告示第百九十七号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年六月五日

東京都知事　小　池　百合子

一　指定を解除する区域　別図のとおり（府中市武蔵台二丁目地内）

二　土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類　鉛及びその化合物

三　講じられた汚染の除去等の措置　土壌汚染の除去

別　図

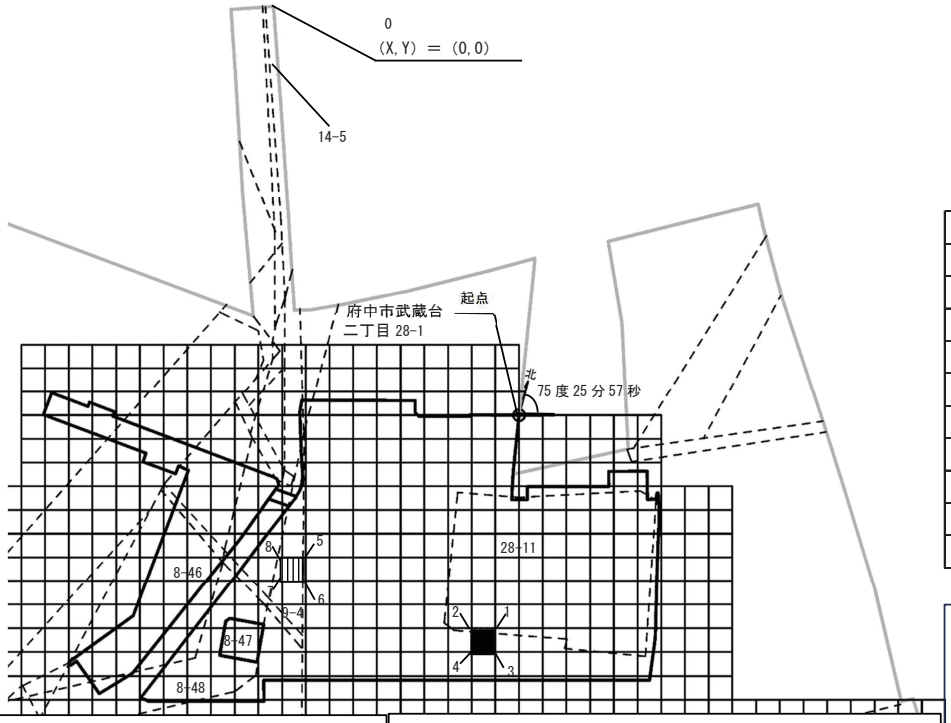

点名	X座標	Y座標
0	0	0
起点	103.591	-172.629
1	93.591	-262.629
2	93.591	-272.629
3	83.591	-272.629
4	83.591	-262.629
5	13.591	-232.629
6	13.591	-242.629
7	3.591	-242.629
8	3.591	-232.629

凡例
- 敷地境界
- 調査範囲
- 単位区画
- 筆境界
- 形質変更時要届出区域（令和５年東京都告示第197号により指定した区域）
- 指定を解除する区域

〈起点〉
起点は、座標値(X, Y)=(103.591, -172.629)とする。

※座標値は、府中市武蔵台二丁目14番5の最北端を(X, Y)=(0, 0)とし、東西方向をX、南北方向をYとした任意の座標である。

〈格子の回転角度：75度25分57秒〉
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m 間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

◉東京都告示第六百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十条の規定により告示する。

令和六年六月五日

東京都知事　小　池　百合子

一　保安林予定森林の所在場所

西多摩郡檜原村字藤原九二八五番一・九二八七番イ（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、九二九〇番、九二九三番一

二　指定の目的

土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び檜原村役場に備え置いて縦覧に供する。）

発行　東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話　〇三（五三二一）一一一一（代）
郵便番号　163-8001
定価　本号　三〇円
一箇月　六、六〇〇円
（郵送料を含む。）
印刷所　三鈴印刷株式会社
東京都千代田区神田神保町二丁目三十二番地一
電話　〇三（五二七六）〇八一一（代）
郵便番号　101-0051

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。